

介護保険制度の抜本的基盤整備を求める意見書

介護保険がスタートして10年が過ぎたが、介護現場では深刻な問題が山積みしている。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は、全国で42万人、当市においても現在200名にも上る状況が続いている。また、施設の介護のみならず、在宅介護においても介護家族の心身の負担は深刻な状況になっている。そのために介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

このような状況から、2012年に行われる介護保険制度の改正では、抜本の見直しが必要であると考えます。

政府においては、介護保険の抜本的基盤整備をするために、特に、次の事項について早急な取り組みを行うことを強く要望する。

- 1、高齢者がピークを超えているとされている2025年までに「介護施設入居待機者」の解消を目指す目標を明確にし、特別養護老人ホーム、老人保健施設等を飛躍的に増設させ、ケアハウス、認知症施設、グループホーム等を抜本的に増やすこと。
- 2、在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスの大幅な拡充を行うほか、家族が休息を取れるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡充すること。
- 3、介護事務所の現場における複雑な事務処理を見直し、手続きを簡素化かつ平準化することで事務処理負担の軽減を図ること。
- 4、介護認定審査をできるだけ簡素化し、必要なサービスを迅速に受けられる制度に転換すること。
- 5、介護従事者が安心して働き続けられるよう、給与のアップを含め大胆な待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 6、高齢者の介護保険料については、年金受給者に対して過度にならないよう、現行の所得段階より保険料を見直し、所得に応じてよりきめ細かい柔軟な設定を行い、低所得者の保険料の軽減を図ること等、介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担を引き上げることを含め検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年 7 月 1 日

稲城市議会議長 田 中 繁 夫